

仕様書（案）

- 1 件名 文京区立千駄木小学校等改築基本及び実施設計委託
- 2 対象施設
 - ・千駄木小学校（文京区千駄木5丁目44番2号）※千駄木育成室含む。
 - ・文林中学校（文京区千駄木5丁目25番10号）※文林中学校第一、第二育成室含む。
 - ・千駄木幼稚園（文京区千駄木5丁43番3号）
- 3 委託期間 契約締結日の翌日から令和10年11月30日まで
- 4 敷地面積 19,393 m²（小・中学校、幼稚園及び育成室敷地。道路後退部分を含む。）
- 5 地域地区等 第一種中高層住居専用地域、準防火地域、17m第三種高度地区
日影規制：4時間－2.5時間（測定面4m）
建蔽率：60%、容積率：300%
- 6 用 途 小学校、中学校、幼稚園、育成室（児童福祉施設）
- 7 想定規模 延床面積18,150 m²程度
（小学校9,500 m²程度、中学校6,500 m²程度、こども園1,700 m²程度、育成室450 m²程度を想定）
- 8 設備概要 電 気 設 備：受変電、非常用発電、太陽光発電、幹線、電力、電灯コンセント、放送、電話、映像音響、消防用設備等
機 械 設 備：給排水衛生設備、消火設備、ガス設備、空気調和設備、換気設備、自動制御設備等
昇降機設備：エレベーター、小荷物専用昇降機
- 9 必要諸室 別紙のとおり

10 業務委託の範囲

本業務委託は、千駄木小学校等改築に当たり、令和6年3月に文京区立千駄木小学校等改築基本構想検討委員会にて取りまとめられた「文京区立千駄木小学校等改築基本構想検討委員会報告書」及び令和6年5月の教育委員会において策定された「文京区立千駄木小学校等改築整備方針」に基づき、改築に必要な設計一式を行うものである。

各種申請等に関しては、計画通知に対する確認済証の取得等までを含めて本業務の範囲とし、ZEB 認証取得の申請や評価書の取得等も本契約に含むものとする。

なお、仮設校舎実施設計（仮設校舎の建設に伴う既存校舎改修実施設計を含む。）は本業務には含まない。

11 想定スケジュール

現時点における事業全体のスケジュールは、基本設計（基本計画を含む。）26 か月、実施設計（計画通知に対する確認済証の取得等を含む。）18 か月を想定しており、当該スケジュールを前提に、設計業務を進めること。

12 基本計画業務の内容

基本計画業務の内容は、校舎等の配置計画及びプールの地域開放等について、学校・地域の意見を踏まえ、方針を決定するために必要な次の業務とする。

(1) 学校・地域とのワークショップ開催（月1回、計6回程度）

議題は次のとおりとする。受託者は、ワークショップを主体的に運営するとともに、各班（4班程度を想定）にファシリテーターを配置し、意見等の取りまとめを行うこと。

- ① 配置計画（工事ステップ含む。）の基本方針について
- ② プール等の地域開放について
- ③ 施設間で共用する部屋等について
- ④ その他、設計業務の前提条件として検討の必要があると認めるもの

ワークショップ開催に当たっては、プロポーザルにおいて提出した技術提案書の作成に当たり、受託者が検討を行った途中段階での案等に関する資料について提示、説明等を行った上で、その資料に関する議論を含めて、ワークショップ運営を行うこと。

各回のワークショップで議論・提案された内容については、建築基準法等の制約条件、施工上の技術条件、資材搬入路等の周辺交通条件等の既存情報を整理・分析した上で、課題等を整理し、次回までに議論可能な資料としてまとめること。必要に応じて、建設イメージの情報共有資料（簡易パース、簡易模型等）を作成すること。

また、各回のワークショップ開催後、議論・提案された内容について、保護者及び地域に対して広く周知することを目的とした「改築だより（仮）」の作成に協力すること。

なお、別契約においてVR技術を活用した3Dデータの作成を委託する場合、双方が適宜情報共有した上でワークショップの円滑な運営に努めること。

(2) 庁内設計検討会の開催

庁内設計検討会において、(1)の内容を報告する。受託者は、検討会に出席し、専門的知見から助言等を行うこと。頻度については、区事業執行担当者と協議の上、決定する。

(3) (1)から(2)までの業務内容について取りまとめた「基本計画報告書」を作成する業務

13 基本設計業務の内容

基本設計業務の内容は、次の業務とする。

(1) 設計対象となる建築物の規模、形式、内容等の設計上の基本的条件を確認するために必要な次の基礎的条件に関する調査計画等の業務

- ① 各種法令等の制約条件
- ② 敷地の立地条件
- ③ 建築物の配置計画上の条件

(2) 設計対象となる建築物に要する工事予算を確立するために必要な次の業務

- ① 基本設計による工事費の概算

- ② 仮設校舎の工事費概算（既存設備からの切回し等、インフラ確保費用を含む。）
- ③ 維持管理費に関する調査
- ④ 工事の事例に関する調査
- (3) 日影、電波障害、地下水位の変化による井戸水の枯渇等設計対象となる建築物の周辺に及ぼす影響の概略を事前に把握する業務
- (4) 地盤調査業務（敷地内4箇所）
- (5) 土地測量調査業務
- (6) 石綿調査業務（既存校舎における石綿含有建材使用の有無について、建築物石綿含有建材調査者による現場目視調査及び既存資料調査を実施し、分析調査は別途とする。）
- (7) ZEBの実現可能性調査業務
- (8) (1)から(7)までの業務に係る各種条件の技術的検討を行い、改築に必要な設計一式に関して、建築物等の機能と空間構成を具体化した次の図書を作成する業務
 - ① 次に掲げるものを内容とする基本設計図書

実施設計の基本となる配置図、平面図、立面図、断面図、透視図、設備概要図等

なお、仮設校舎建設工事（既存校舎改修工事を含む。）については、本契約とは別契約のリース契約（実施設計及び施工）による発注とする。

改築工事の期間中に既存の諸室機能が減少することがないように、必要な諸室数及び機能等を計画すること。
 - ② 次に掲げるものを内容とする基本設計説明書
 - (ア) 基本設計方針
 - (イ) 建築の設計概要、構造設計概要、仕様概要及び仕上げ表
 - (ウ) 設備の設計概要、仕様概要
 - (エ) 設計経過説明書
 - (オ) 工事費概要見積書
 - (カ) 工事工程計画の概要（算定に当たっては、週休2日工事を前提とする。）

仮設校舎計画及び工事（既存校舎改修工事を含む。）、既存建物等解体工事、改築校舎工事並びに外構及び運動場整備工事
 - (キ) 地盤調査報告書
- (9) 埋蔵文化財調査に係る資料作成業務
- (10) 既存不適格に関する調査業務
- (11) その他基本設計に必要な業務

14 実施設計業務の内容

実施設計業務の内容は次のとおりとし、(1)から(8)までの業務に当たり、既存建物等解体設計、改築校舎設計並びに外構及び運動場整備設計に分けて書類作成等を行うこと。また、工区分けを行い、それぞれの工区に対応した書類作成等を行うこと。

- (1) 工事の施工及び工事費算出に必要なかつ十分な実施設計図を作成する。作成する設計図は、別表「実施設計図区分表」に示す区分を標準とする。
 - ① 建築意匠設計図
 - ② 建築構造設計図

- ③ 電気設備設計図
 - ④ 機械設備設計図
 - ⑤ 昇降機設備設計図
 - ⑥ 既存建物等解体設計図（校舎、体育館、プール等）
- (2) 各種計算書の作成
 - (3) 特記仕様書の作成
 - (4) 数量積算書の作成
 - (5) 工事費積算書の作成
 - (6) 建築基準法等関係法令に基づく申請資料作成及び申請手続き（許可申請、その他許認可資料及び手続き含む。）
 - (7) 補助金申請等に必要な資料の作成
 - (8) その他実施設計に必要な業務

15 業務の処理

- (1) 受託者は、業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて資料を作成するものとする。
- (2) 受託者は、業務の詳細及び当該設計の範囲について、事業執行担当者との連絡を取り十分に打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。また、構造、積算、電気設備、機械設備等設計の一部を協力会社に再委託する場合は、事前に区の承諾を得ることとし、業務間の調整を十分にいき、管理し総括しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進捗予定、報告の時期及び内容について、あらかじめ事業執行担当者と協議の上、設計工程表を作成し、区事業執行担当者に提出して承諾を得ること。また、業務の進捗状況に応じて業務の区分ごとに事業執行担当者に中間報告をして、その承諾を得ること。
- (4) 区は、敷地図、土地関係資料その他業務に必要な資料を受託者に貸与する。
- (5) 図面の用紙縮尺は、事業執行担当者と協議の上決定する。実施設計図の文字の大きさは A3 判で出力した場合でも十分読み取れる大きさとする。

16 業務内容の疑義

受託者は、業務の内容に疑義があるときは、速やかに事業執行担当者の指示を受けなければならない。

17 許認可手続等

受託者は、計画通知、許可申請、その他許認可等を受けるために必要な資料等の作成及び届出を行うこと。

なお、許認可手続等に係る申請手数料は本契約に含むものとする。

18 手続書類の提出

- (1) 受託者は、業務に着手するときは、次の手続書類を事業執行担当者に提出するものとする。
 - ① 管理技術者等通知書（経歴書、技術者及び協力会社届を含む。） 1部
 - ② 設計工程表 1部
- (2) 受託者は、業務を完了したときは、委託完了届を3部提出するものとする。

19 基本計画報告書の提出

受託者は、基本計画業務が完了したときは遅滞なく、基本計画報告書を事業執行担当者に提出すること。報告書の構成については、区と受託者で別途協議の上、決定することとし、製本2部とデータ及びPDF版を作成しCD-ROMを提出すること。

20 基本設計図書の提出

受託者は、業務が完了したときは遅滞なく、次の設計図書を事業執行担当者に提出し、中間検査を受検すること。

なお、検査日については、区事業執行担当者と協議の上、決定する。

(1) 基本設計説明書

- ① 設計趣旨
- ② 設計経過説明書
- ③ 建築設計概要書
- ④ 建築構造設計概要書
- ⑤ 設備設計概要書
- ⑥ 建築基準法等関係法規チェック説明書
- ⑦ ZEBの実現可能性調査報告書

(2) 案内図及び附近見取図

(3) 配置図

(4) 仕上表（概要）

(5) 各階平面図 S = 1 : 1 0 0

(6) 立面図 S = 1 : 1 0 0

(7) 断面図 S = 1 : 1 0 0

(8) 外構図 S = 1 : 1 0 0

(9) 日影図（等時間図を含む。） S = 1 : 2 0 0

(10) 設備図 S = 1 : 1 0 0

(11) 透視図（建物ごと外観着色2面（合計6面）・小学校、中学校、幼稚園及び育成室内観着色各4面）

(12) 工事費概算見積書（既存建物等解体工事を含む。）

(13) 工期算定及び工事工程予定表

仮設校舎計画及び工事（既存校舎改修工事を含む。）、既存建物等解体工事、改築校舎工事並びに外構及び運動場整備工事

(14) 打合せ記録（関係諸官庁との打合せを含む。）

(15) リサイクル計画 製本8部（(1)から(15)まで）

(16) 地盤調査報告書 製本3部

(17) 土地測量調査報告書 製本3部

(18) 都立建築物ユニバーサルデザイン導入計画書【基本設計】 1部

(19) CADデータ（JWW7.11a以降） 1式

(20) 現地調査報告書及び石綿調査報告書（調査写真を含む。） 製本3部

(2) 工法・工程等に関する各種検討結果報告書 3部

なお、(19)を除いて、紙面に出力しファイル等に綴じたもの及びPDFデータを提出すること。

21 実施設計図書の提出

受託者は、業務が完了したときは遅滞なく次の設計図書を事業執行担当者に提出しなければならない。工事は、建物ごとに建築、電気、機械（衛生）、機械（空調）、解体工事等で分離発注を想定しているため、工事ごとに設計図書をまとめること。

なお、解体工事等の発注方式については本委託内で検討を行い、事業執行担当者と協議の上、決定する。

(1) 設計図（特記仕様書含む。）の原図 A1 サイズ 一式

(2) 設計図面

① 検査用 2部

② 計画通知書 1部（その他資料等共袋入り）（副本）

③ 許認可等申請用 各1部（その他資料等共袋入り）（副本）

(3) 特記仕様書 一式

(4) 数量積算書 一式

(5) 工事内訳書

① 算出資料（RIBC2 データ及び Excel データ）を添付すること

② 見積もり比較表及び見積書

③ 単価適用根拠（物価本写等） 一式

(6) 構造計算書 2部

(7) 設備設計計算書 1部

(8) テレビ電波障害予測調査報告書（机上調査） 3部

(9) チェックリスト 1部

(10) 都立建築物ユニバーサルデザイン導入整備書【実施設計】 1部

(11) リサイクル計画書 3部

※東京都環境物品等調達方針（公共工事）に基づくチェックリスト作成を含む。

(12) 計画建築物の保守計画書 3部

(13) CAD データ（JWW7.11a 以降）

(14) その他設計根拠資料（各官公庁への手続き書類、協議記録等を含む。）

(15) 想定工事工程表 1部

(16) 実施設計における各種検討結果報告書 3部

なお、(13)を除いて、紙面に出力しファイル等に綴じたもの及びPDFデータを提出すること。

22 設計上の配慮事項

(1) 工事ステップの検討

工事ステップの検討に当たり、現状の敷地内の機能は仮設等の対応を含め敷地内に確保した上で学校等施設運営に支障のないよう計画することを基本とする。

(2) 工法等の検討

改築計画及び工程等の作成に当たっては、できうる限りの工期短縮を目指すこととし、現地

の敷地状況及び周辺の道路状況等の建築諸条件を十分に調査の上、実現可能かつ最適な工法及び工程となるよう努めること。工法の採用に当たっては、プレキャスト化や免震構造による部材寸法の縮小化等の構工法及びしゅん功後の室用途変更等に対応できるスケルトン・インフィルや二重床等の可変性についても検討すること。

(3) 安全対策

耐震及び耐火性能の高い建物とすること。

(4) 落下及び転倒防止対策

- ① 危険防止対策上必要に応じて、強化ガラス又は網入りガラス等を使用すること。
- ② 設備機器は、原則として躯体に緊結すること。また、地震時の転倒、転落防止対策として、頭脚部を固定すること。家具についても同様とする。

なお、重要設備に関しては耐震設計を行うこと。

(5) 維持管理に対する配慮

- ① 建物の内装及び機器等の日常清掃、定期清掃、部品交換、又は機器類の点検等、維持管理を考慮した設計とすること。
- ② 使用する材料及び機器については、メンテナンスに経費を要さないものを採用すること。
- ③ 運用形態の異なる施設を合築とする場合は、点検時においてその影響が最小限となるよう、ゾーニングや系統を考慮した設計とすること

(6) 騒音・振動低減対策

解体及び撤去時の工法等は十分検討して、騒音、振動の影響が少ない設計とする。

(7) ユニバーサルデザインの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」、「東京都福祉のまちづくり条例」、「都立建築物ユニバーサルデザイン導入ガイドライン」に基づいた設計とするとともに、幼児・児童・生徒をはじめ、すべての人々が利用しやすいようユニバーサルデザインを推進すること。

(8) 事故対策及びシックハウス対策

事故、けが等について十分配慮した設計とする。また、ホルムアルデヒド等化学物質含有量の少ない建材及び接着剤を採用するなどシックハウス対策に努めること。

(9) 環境やリサイクルに対する配慮

受託者は、「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「東京都建築リサイクル推進行動計画」、「東京都建設リサイクルガイドライン」等に基づき、環境やリサイクルに十分配慮すること。また、内装等の木質化やリサイクル製品や木材製品の採用について検討を行い、脱炭素化を推進すること。

(10) ZEB 化の推進

ZEB Ready 相当以上の ZEB 認証の取得に向けた施設設計を行うこと。検討に当たっては、採用する省資源・省エネルギー対策が建築基準法等関係法令に適合しているか確認するとともに各種製造会社等と協議を行い、効果等を比較表で示した報告書を事業執行担当者に提出すること。また、エネルギーの測定が可能な機器を設計に取り入れ、ZEB 化による省エネルギーを確認できる仕組みを検討する。方針については、事業執行担当者との協議の上、決定する。

なお、ZEB 認証取得の申請や評価書取得等は本契約に含むものとする。

(11) 仮設計画との連携

別契約において実施予定の仮設校舎の実施設計・施工（リース）契約は、本委託業務で行う仮設校舎の基本設計後に着手予定である。改築・仮設校舎設計に当たっては、適宜情報共有し、双方が合理的な計画となるように努めること。

(12) 文京区公共施設等総合管理計画

設計に当たっては、文京区公共施設等総合管理計画を参照すること。

23 支払方法

前払金は、受託者の請求書に基づき支払うものとする。

完了検査合格の後、受託者の請求書に基づき一括で支払うものとする。

24 秘密保持

受託者は、作成する設計図書及びそれにかかわる資料並びに区から提出を受けた関連資料を設計に携わる者以外に漏らしてはならない。特に積算に関する資料については、厳重な管理をしなければならない。

なお、この義務は本契約終了後も継続する。

25 成果品の所有

成果品である設計図書のすべては、文京区の所有とし、区はその事業に自由に使用するものとする。

26 留意事項

- (1) 改築に必要な設計一式を行うに当たって、幼児、児童、生徒及び教職員の安全の確保と工事による騒音振動等を十分に配慮した上で、施工性を考慮した計画を行い、適切な施工工区分けとすること。
- (2) 建築基準法等関係法令に基づく許可等取得に際しては、基本設計の段階から許可等申請先と十分な打合せを行い、設計を進めること。
- (3) 既存建物等解体設計図及び積算資料等の作成に当たって、既存図面がない箇所については、図面化を行うこと。また、事前に必要な現況調査を十分に行うこと。
- (4) 建物の配置及び各階平面については、設置基準、関係法規、指導要綱、設備計画、工事施工方法等を配慮の上、可能性を追求すること。
- (5) 工法、使用材料等に十分注意し、区が提示する予定工事費内でまとめること。
- (6) 単価については、積算の根拠を明確にすること。見積りは、原則としてメーカー、専門業者等3社以上から徴取し平均金額として積算すること。
- (7) 設計図書は、事業執行担当者の指示する工事発注区分別及び施工工区別にまとめること。
- (8) プランの決定に当たり、庁内設計検討会とは別に区内部の会議において説明を行うこと。基本設計で1回、実施設計で1回を想定し、日程については、事業執行担当者と協議の上、決定すること。
- (9) 区議会及び住民説明会資料等の作成に協力するとともに、ワークショップ以外に区が開催する住民説明会に同席し、必要に応じて資料説明及び質疑回答を行うこと。
- (10) 補助金を受けるために必要な資料等の作成に協力すること。

- (11) 受託者は、区が発注を予定している工事の発注作業に協力すること。
- (12) 設計担当者は、十分な能力と経験を有する者とする。
- (13) 設計図書作成は、原則、JWWCAD（7.11a以降）で行うこと。JWWCAD以外のソフトで図面作成を行う場合、JWWCADへの変換時に、文字化け、線種の変更等の現象が生じる可能性が高いため、JWWCAD以外のソフトで作業を行う場合には、事前に変換時の検証を行うこと。また、最終提出時にはデータの内容を十分に確認すること。
- (14) 積算資料の作成は、RIBC2（一般財団法人建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」をいう。）を使用すること。その他の数量積算書、内訳書、設備計算書等のデータについては再入力可能な形式とすること。
- (15) 受託者は、設計時における最新版の東京都標準仕様書（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）に基づく施工として設計すること。

27 その他

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、区契約事務担当と協議の上決定する。
- (2) (1)に関することを除く、契約履行上の打合せに関しては、事業執行担当者で行うこと。
- (3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の掲示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに掲示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (5) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (6) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成15年6月文京区規則第50号）を遵守すること。
- (7) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成20年9月文京区条例第45号）を遵守すること。
- (8) 本契約に履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月文京区訓令第13号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (9) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成25年9月文京区条例第39号）第7及び「性自認および性的指向に関する対応指針（令和3年3月31日2020文総第1777号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。

28 連絡先

契約事務担当：文京区総務部契約管財課契約係

電話 03-5803-1150

事業執行担当者：文京区施設管理部整備技術課

電話 03-5803-1275

別表 実施設計図区分表

ア. 建築意匠設計図		6 幹線図・系統図	
1 案内図		7 電灯設備配線図	1 : 100 (200)
2 配置図	1 : 500 (600)	8 非常照明配線図	1 : 100 (200)
3 面積図・求積図		9 照明器具姿図	1 : 100 (200)
4 施工区分表		10 分電盤回路図・姿図 (結線図含む)	
5 特記仕様書		11 動力設備配線図	1 : 100 (200)
6 仕上表		12 分電盤・制御盤・操作盤回路図、姿図	
7 各階平面図	1 : 100 (200)	13 弱電設備配線図・系統図	1 : 100 (200)
8 立面図 (各面)	1 : 100 (200)	(音響・電気時計・テレビ・その他)	
9 断面図	1 : 100 (200)	14 弱電設備系統図	
10 矩計図	1 : 20 (30)	(仕様・ただし姿図は特別の場合のみ記入)	
11 各部詳細図	1 : 20 (30)	15 火災報知機設備図	1 : 100 (200)
12 展開図	1 : 50 (100)	配線図・系統図	
13 天井伏図	1 : 100 (200)	16 電話設備配管図・系統図	
14 建具キープラン	1 : 100 (200)	17 避雷針設備図	1 : 100 (200)
15 建具表	1 : 50 (100)	18 施工区分表	
16 部分詳細図	1 : 5 (10)	エ. 機械設備設計図	
17 外構平面図	1 : 100 (200)	1 案内図	
18 外構詳細図	1 : 20 (30)	2 配置図	1 : 500 (600)
19 仮設計画図 (仮囲・山留・構台等)	1 : 100 (200)	3 各階平面図	1 : 100 (200)
20 日影図	1 : 300 (500)	4 便所・ポンプ室・機械室	1 : 20 (30)
21 サイン計画及び家具類のレイアウト参考図	1 : 5 1 : 200	平面詳細図、断面詳細図	
イ. 建築構造図		5 系統図	
1 杭・基礎・梁・床板伏図	1 : 100 (200)	6 機械図 (高架水槽・副受水槽等)	
2 軸組図	1 : 100 (200)	7 器具取付詳細図	1 : 10 (20)
3 柱芯図		8 器具表	
4 配筋リスト	1 : 20 (30)	9 ダクト配管各階平面図	1 : 100 (200)
5 配筋詳細図	1 : 20 (30)	10 ダクト配管系統図	1 : 100 (200)
6 軸組配筋図 (2面以上)	1 : 20 (30)	11 空調機械室	1 : 20 (30)
7 標準配筋図		平面詳細図、断面詳細図	
8 スリーブ位置図		12 各階空調詳細図	1 : 10 (20)
9 各部詳細図		13 空調機械類姿図	
ウ. 電気設備設計図		14 自動制御盤・平面図・系統各部結線図	
		15 施工区分表	

1	案内図		才. 昇降機設備設計図		
2	配置図	1:500 (600)	1	案内図	
3	受変電設備図 (結線図・機器配置図・平面図)	1:20 (30)	2	配置図	1:500 (600)
4	自家発電設備図 (系統図・機器配置 図・平面図)	1:20 (30)	3	昇降路機械室平面図	1:20 (30)
5	太陽光発電設備図 (系統図・機器配置図・平面図)	1:20 (30)	4	昇降路機械室断面図	1:20 (30)
			5	詳細図	1:10 (20)
			カ	既存建物等解体設計図	1:100 (200)